別　紙

八戸市中心市街地活性化基本計画　新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変　更　後

１．～３．略

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①略

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
くらしのみちゾーン整備事業 ［内容］ 中心商店街と屋内スケート場を結ぶ路線である停車場上線及び鳥屋部町線の電線類を地中化する。 ［実施時期］ 平成 28 年度～	（略）	【位置付け】 歩きやすいまちなみに整備することで回遊性の向上や移動の利便性向上に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 景観改善のほか、歩きやすい歩道が整備されることで、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。	［措置の内容］ 社会資本整備総合交付金（道路事業） ［実施時期］ 平成 28～令和 2 年度	（略）
八戸都市計画道路事業 3・5・1 沼館三日町線 ［内容］ ＪＲ八戸線本八戸駅と三日町周辺をつなぐ主要なアクセス道路である当該道路の歩車道分離化を図ることで車のアクセス改善及び安全な歩行空間を確保する。 ［実施時期］ 平成 22 年度～	（略）	【位置付け】 歩きやすいまちなみに整備することで回遊性の向上や移動の利便性向上に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 景観改善のほか、歩きやすい歩道が整備されることで、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。	［措置の内容］ 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） ［実施時期］ 平成 22～令和 2 年度	（略）

変　更　前

１．～３．略

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①略

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
くらしのみちゾーン整備事業 ［内容］ 停車場上線及び鳥屋部町線の電線類地中化 ［実施時期］ 平成 28～令和 4 年度	（略）	中心商店街と屋内スケート場を結ぶ路線である停車場上線及び鳥屋部町線の電線類地中化を実施することにより、景観改善のほか、歩きやすい歩道が整備されることで、回遊性の向上や移動の利便性向上に寄与することが見込まれる。	［措置の内容］ 社会資本整備総合交付金（道路事業） ［実施時期］ 平成 28～令和 4 年度	（略）
八戸都市計画道路事業 3・5・1 沼館三日町線 ［内容］ 3・5・1 沼館三日町線の整備 ・幅員 15m ・延長 700m ［実施時期］ 平成 22 年度～	（略）	都市計画道路 3・5・1 沼館三日町線はＪＲ八戸線本八戸駅と三日町周辺をつなぐ沼館方面から中心市街地への主要なアクセス道路であり、かつ鉄道利用者が中心市街地を訪れる際の歩行者道路となっている。しかし、道路の幅員は約 9m と狭く、安全な歩行空間の確保が課題となっている。当事業は、本八戸駅付近のクランク解消を図り、沼館方面から中心市街地への車のアクセスを改善するとともに、車道と歩道を分離し、歩行者の安全を確保するものである。	［措置の内容］ 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） ［実施時期］ 平成 22 年度～	（略）

本八戸駅通り地区街なみ環境整備事業 ［内容］ ＪＲ八戸線本八戸駅と三日町周辺をつなぐ道路である、本八戸駅通りの生活道路美装化、コミュニティ道路整備、電線地中化、修景施設整備助成、協議会活動助成を行う。 ［実施時期］ 平成24年度～令和7年度	（略）	【位置付け】 歩きやすいまちなみに整備することで賑わい創出に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 車がスピードを出しにくく、歩行者に優しい道路空間の整備と良好な住宅地の形成、商店が立ち並ぶ通りが整備されることで、「歩行者通行量」の増加に寄与するため。 整備イメージ	［措置の内容］ 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ［実施時期］ 平成 24 年度～令和７年度	（略）
主要地方道八戸大野線無電柱化事業 ［内容］ 主要地方道八戸大野線三日町から大工町区間の電線地中化を実施することで、景観の改善や歩きやすい歩道に整備する。 ［実施時期］ 平成29年度～	（略）	【位置付け】 歩きやすい歩行空間が確保され、周辺環境と調和した景観が形成されることにより、回遊性の向上に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 景観改善のほか、歩きやすい歩道に整備することで「歩行者通行量」の増加に寄与するため。	［措置の内容］ 社会資本整備総合交付金（道路事業） ［実施時期］ 平成 29～令和２年度	（略）

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
くらしのみちゾーン整備事業【再掲】 ［内容］ 中心商店街と屋内スケート場を結ぶ路線である停車場上線及び鳥屋部町線の電線類を地中化する。 ［実施時期］	市	【位置付け】 歩きやすいまちなみに整備することで回遊性の向上や移動の利便性向上に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】	［措置の内容］ 無電柱化推進計画事業補助金 ［実施時期］ 令和３年度～	

本八戸駅通り地区街なみ環境整備事業 ［内容］ ＪＲ八戸線本八戸駅と三日町周辺をつなぐ道路である、本八戸駅通りの生活道路美装化、コミュニティ道路整備、電線地中化、修景施設整備助成、協議会活動助成を行う。 ［実施時期］ 平成24年度～令和2年度	（略）	本八戸駅通りはＪＲ八戸線本八戸駅と三日町周辺をつなぐ道路であり、鉄道利用者が中心市街地を訪れる際の主要な道路となっている。 都市計画道路 3・5・1 沼館三日町線の整備後は、車がスピードを出しにくく、歩行者に優しい道路空間の整備と良好な住宅地の形成、商店が立ち並ぶ通りが整備され、賑わいの創出が図られることが見込まれる。 整備イメージ	［措置の内容］ 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ［実施時期］ 平成24～令和２年度	（略）
主要地方道八戸大野線無電柱化事業 ［内容］ 主要地方道八戸大野線三日町から大工町区間の電線地中化 ［実施時期］ 平成 29 年度～	（略）	主要地方道八戸大野線の電線類地中化を実施することにより、景観改善のほか、歩きやすい歩道が整備され、回遊性の向上や移動の利便性向上に寄与することが見込まれる。	［措置の内容］ 社会資本整備総合交付金（道路事業） ［実施時期］ 平成 29 年度～	（略）

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				

	平成 28 年度～		景観改善のほか、歩きやすい歩道が整備されることで、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。										
	八戸都市計画道路事業 3・5・1 沼館三日町線【再掲】 ［内容］ ＪＲ八戸線本八戸駅と三日町周辺をつなぐ主要なアクセス道路である当該道路の歩車道分離化を図ることで車のアクセス改善及び安全な歩行空間を確保する。 ［実施時期］ 平成 22 年度～	県	【位置付け】 歩きやすいまちなみに整備することで回遊性の向上や移動の利便性向上に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 景観改善のほか、歩きやすい歩道が整備されることで、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。	［措置の内容］ 無電柱化推進計画事業補助金 ［実施時期］ 令和 3 年度～				新規追加				
	主要地方道八戸大野線無電柱化事業【再掲】 ［内容］ 主要地方道八戸大野線三日町から大工町区間の電線地中化を実施することで、景観の改善や歩きやすい歩道に整備する。 ［実施時期］ 平成29年度～	県	【位置付け】 歩きやすい歩行空間が確保され、周辺環境と調和した景観が形成されることにより、回遊性の向上に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 景観改善のほか、歩きやすい歩道に整備することで「歩行者通行量」の増加に寄与するため。	［措置の内容］ 無電柱化推進計画事業補助金 ［実施時期］ 令和 3 年度～				新規追加				
	市道番町線無電柱化事業 ［内容］ 令和3年11月にオープンした美術館に面する市道番町線を無電柱化することで、安全で安心な歩行空間を確保し、良好な都市景観を創出する。 ［実施時期］ 令和3年度～	市	【位置付け】 安心・安全な歩行空間が確保され、周辺環境と調和した景観が形成されることにより、回遊性の向上や賑わい創出に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 美術館運営による来街機会の創	［措置の内容］ 無電柱化推進計画事業補助金 ［実施時期］ 令和 3 年度～				新規追加				

		出との相乗効果により「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。		
国道340号電線共同溝整備事業(新荒町～荒町) [内容] 第１次緊急輸送道路に指定されている当該区間の電線地中化及び歩道拡幅等により、都市防災機能の強化を図るとともに安全で快適な歩行空間を確保し、良好な都市景観を創出する。 [実施時期] 令和4年度～	県	【位置付け】 安全で快適な歩行空間が確保され、良好な景観が形成されることにより、回遊性の向上や賑わい創出に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 メインストリートにつながる当該区間を整備することで、「歩行者通行量」の増加に寄与するため。	[措置の内容] 無電柱化推進計画事業補助金 [実施時期] 令和４年度～	

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
八日町番町地区まちづくり事業 [内容] 民間主導による八日町及び番町地区の再開発構想を推進し、新たな都市機能を整備する。 [実施時期] 令和3年度～	八戸市八日町・番町地区優良建築物等整備事業準備会	【位置付け】 まちづくり構想の実現によって、エリアの価値が高まり、当地区及び中心市街地全体の昼夜人口の増加や回遊性の向上及び賑わい創出に寄与する事業であることから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 令和３年 11 月にオープンした美術館の正面に当たる地区であることから、美術館整備による来街機会の創出との相乗効果により「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。		
八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業 [内容] 三日町･十三日町の街路をひと中心の居心地が良く歩きたくなるストリート	市	【位置付け】 ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ることで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来		

新規追加				

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				
新規追加				

へと再編し、歩行・滞在空間の充実を図るとともに、軒先空間を活用した商行為など屋外空間活用を推進する。 ［実施時期］ 令和３年度～		街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当該地区の整備と屋外空間活用により、来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。		

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期
市立図書館環境整備事業 ［内容］ 市立図書館は築 34 年を経過し、老朽化が進んでいるため、1984 年の開館時に設置したエレベーター及び空調機器を更新し快適な環境を整備する。 ［実施時期］ 平成30～令和5年度	（略）	【位置付け】 利用者の増加に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当該設備の更新により、快適な利用環境が整備され、「歩行者通行量」の増加に寄与するため。	［措置の内容］ 中心市街地再活性化特別対策事業 ［実施時期］ 平成 30～令和 5 年度

（２）②略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）略
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
はちのへ空き家再生事業 ［内容］ 空き家の実態調査及びデータベース・空き家等のポータルサイトを構築し、空き家所有者と利用希望者のマッチング支援を行うことで、住宅を供給する等	（略）	【位置付け】 空き家の利活用の推進及び居住人口の増加に寄与する事業であり、目標Ⅲ「街なかの居住推進と移動の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 空き家の利活用が促進され、居	［措置の内容］ 地方創生推進交付金 ［実施時期］ 平成 30～令和 4 年度	（略）

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期
市立図書館環境整備事業 ［内容］ 市立図書館のエレベーター及び空調機器を更新し快適な環境を整備する ［実施時期］ 平成30～令和3年度	（略）	当施設は、築 34 年を経過し、老朽化が進んでいるが、1984 年の開館時に設置したエレベーターや 1994 年に設置した空調機器（エアコン）の更新工事を実施し、快適な利用環境を提供することにより、利用者の増加に寄与することを目的とする。	［措置の内容］ 中心市街地再活性化特別対策事業 ［実施時期］ 平成 30～令和 3 年度

（２）②略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）略
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
はちのへ空き家再生事業 ［内容］ 空き家の利活用の促進を図る ［実施時期］ 平成 30 年度～	（略）	当事業は、空き家の実態を調査し、データベースと、空き家等のポータルサイトを構築し、空き家所有者と利用希望者のマッチング支援を行うことで、住宅を供給する等空き家の利活用の推進と、居住人口の増加を図る。	［措置の内容］ 地方創生推進交付金 ［実施時期］ 平成 30～令和 2 年度	（略）

空き家の利活用の促進を図る。 ［実施時期］ 平成 30 年度～		住人口の増が図られることで、「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。		
まちなかヘルスアップ事業 ［内容］ 健康づくりの正しい知識の普及啓発を図るための健康教室を開催する ［実施時期］ 昭和58～令和元年度	（略）	（略）	［措置の内容］ 健康増進事業補助金 ［実施時期］ 昭和 58～令和元年度	（略）

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【フラット 35】地域連携型 ［内容］ 郊外と比較して地価の高い中心市街地への居住を促進する目的で行っている、まちなか住宅取得支援事業を活用する際の住宅ローン【フラット 35】金利を当初５年間年 0.25%引き下げる。 ［実施時期］ 平成30年度～	（略）	【位置付け】 中心市街地における住宅建設及び取得を支援することにより、居住人口の増加に寄与する事業であることから、目標Ⅲ「街なかの居住推進と移動の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 まちなかへの居住が促進されることで、「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。	（略）	（略）

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか生業応援事業 ［内容］ ①特別保証融資制度（県） 空き店舗への開業希望者に対し、融資支援を行う ②特別保証融資制度利用者に対する支援（市）	（略）	【位置付け】 店舗数の減少や高齢化、財源不足など、商店街組織を維持するための課題を抱えている中心商店街において、将来を担う若い商業者の新規出店を、金融支援を通して推進するとともに、商店街が課題の解決に向けて自ら	［措置の内容］ 中心市街地活性化ソフト事業 ※②、③、④のみを対象 ［実施時期］	（略）

まちなかヘルスアップ事業 ［内容］ 健康づくりの正しい知識の普及啓発を図るための健康教室を開催する ［実施時期］ 昭和58年度～	（略）	（略）	［措置の内容］ 健康増進事業補助金 ［実施時期］ 昭和 58 年度～	（略）

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【フラット 35】地域活性化型 ［内容］ まちなか住宅取得支援事業を活用する際、住宅ローン【フラット 35】の金利を当初５年間年 0.25%引き下げる ［実施時期］ 平成30年度～	（略）	中心市街地は郊外と比較し、地価が高く、まちなか居住を妨げる要因の一つとなっている。当事業は、中心市街地における住宅建設及び取得を支援することによって、まちなか居住を促進するものであり、居住人口の増加が見込まれる。	（略）	（略）

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか生業応援事業 ［内容］ ①特別保証融資制度（県） 空き店舗への開業希望者に対し、融資支援を行う ②特別保証融資制度利用者に対する支援（市）	（略）	当市の中心商店街は、店舗数の減少や高齢化、財源不足など、商店街組織を維持するための課題を抱えている。 当事業は、将来を担う若い商業者の新規出店を、金融支援をとおし推進するとともに、商店街が課題の解決に向けて自ら取り	［措置の内容］ 中心市街地活性化ソフト事業 ※②、③、④のみを対象 ［実施時期］	（略）

①の融資制度利用者で一定要件を満たしている者に対し、保証料補助、利子補給を行う ③商店街魅力づくり環境整備支援事業（市） 商店街の魅力づくりに資する環境整備に対し、支援を行う ④商店街交流人口拡大支援事業（市） 商店街を中心とした交流人口の拡大に資する事業に対し、支援を行う ［実施時期］ 平成 20 年度～		取り組む事業を補助金等で支援することで、商店街の活力の回復に寄与する事業であり、目標Ⅱ「起業者支援と魅力ある商店街・オフィス街づくり」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 起業支援等で商店街の活力が向上することにより、「空き店舗・空き地率」の減少に寄与するため。	平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月	
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業 ［内容］ 中心市街地内の市が認定したオフィスビルに誘致企業が入居した際に、改装に要した費用の一部等を支援する ［実施時期］ 平成 21 年度～令和 2 年度	（略）	（略）	［措置の内容］ 中心市街地活性化ソフト事業 ［実施時期］ 平成 31 年 4 月～令和 3 年 3 月	（略）

（２）②略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業 ［内容］ 八戸の食や八戸圏域の特産品等を扱う「マチニワマルシェ」を開催するほか、八戸まちなか広場「マチニワ」に隣接する花小路やみろく横丁、ブックセンター等と連携し、イベント等を開催する。 ［実施時期］ 平成30年度～	（略）	【位置付け】 回遊性の向上や観光客の誘客を図り、来街機会の増加に寄与する事業であるため、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街機会の創出や回遊性の向上が期待されることから、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。	［措置の内容］ 地方創生推進交付金 ［実施時期］ 平成 30～令和 4 年度	（略）

（４）国の支援がないその他の事業

①の融資制度利用者で一定要件を満たしている者に対し、保証料補助、利子補給を行う ③商店街魅力づくり環境整備支援事業（市） 商店街の魅力づくりに資する環境整備に対し、支援を行う ④商店街課題解決型まちづくり支援事業（市） 商店街の課題解決に資するソフト事業に対し、支援を行う ［実施時期］ 平成 20 年度～		組む事業を補助金等で支援することにより、商店街の活力の回復に資するものである。	令和元～5 年度	
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業 ［内容］ 中心市街地内の市が認定したオフィスビルに誘致企業が入居した際に、改装に要した費用の一部等を支援する ［実施時期］ 平成 21 年度～	（略）	（略）	［措置の内容］ 中心市街地活性化ソフト事業 ［実施時期］ 令和元～5 年度	（略）

（２）②略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業 ［内容］ 八戸の食や八戸圏域の特産品等を扱う「マチニワマルシェ」を開催する ［実施時期］ 平成30年度～	（略）	八戸の食や八戸圏域の特産品等を扱う「マチニワマルシェ」を開催するほか、八戸まちなか広場「マチニワ」に隣接する花小路やみろく横丁、ブックセンター等との連携により、回遊性の向上に寄与することが期待される。 また、開館から 7 年が経過した八戸ポータルミュージアム「はっち」館内の観光展示をリニューアルすることで、さらなる観光客の誘客を図り、来街機会の増加に寄与することが見込まれる。	［措置の内容］ 地方創生推進交付金 ［実施時期］ 平成 30～令和 2 年度	（略）

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
まごころ宅配サービス事業 ［内容］ 中心市街地で買い物した商品を自宅へ有料で宅配するサービスを提供する ［実施時期］ 平成18～令和3年度	（略）	（略）	（略）	（略）
八日町番町地区まちづくり事業【再掲】 ［内容］ 民間主導による八日町及び番町地区の再開発構想を推進し、新たな都市機能を整備する。 ［実施時期］ 令和3年度～	八戸市八日町・番町地区優良建築物等整備事業準備会	【位置付け】 まちづくり構想の実現によって、エリアの価値が高まり、当地区及び中心市街地全体の昼夜人口の増加や回遊性の向上及び賑わい創出に寄与する事業であることから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 令和３年 11 月にオープンした美術館の正面に当たる地区であることから、美術館整備による来街機会の創出との相乗効果により「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。		
八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業【再掲】 ［内容］ 三日町･十三日町の街路をひと中心の居心地が良く歩きたくなるストリートへと再編し、歩行・滞在空間の充実を図るとともに、軒先空間を活用した商行為など屋外空間活用を推進する。 ［実施時期］ 令和３年度～	市	【位置付け】 ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ることで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当該地区の整備と屋外空間活用により、来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。		
ポータルサイト「はちまち」運営事業 ［内容］	八戸中心商店街連絡協議会	【位置付け】 中心市街地関連の多様な情報発信により新型コロナウイルス感		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
まごころ宅配サービス事業 ［内容］ 中心市街地で買い物した商品を自宅へ有料で宅配するサービスを提供する ［実施時期］ 平成18年度～	（略）	（略）	（略）	
新規追加				
新規追加				
新規追加				

コロナ禍により消費者の購買動向が変化し、実店舗から一部ネット販売への転換が求められる中、中心商店街の魅力ある店舗や商品などの効果的な情報発信とネット販売機能を持たせたポータルサイト「はちまち」を活用することで、新型コロナウイルス感染収束後の賑わい創出を図る。 ［実施時期］ 令和２年度～		染収束後の来街機会の創出を図ることで、賑わい創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」及び目標Ⅱ「起業者支援と魅力ある商店街・オフィス街づくり」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当サイトの活用により、中心市街地の店舗の魅力が発信され、新型コロナウイルス感染収束後に来街機会が創出されることで、「歩行者通行量」の増加に寄与しつつ、商店街全体の魅力向上の相乗効果により「空き店舗・空き地率」の減少に寄与するため。		

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①略
（２）②略
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業【再掲】 ［内容］ 八戸の食や八戸圏域の特産品等を扱う「マチニワマルシェ」を開催するほか、八戸まちなか広場「マチニワ」に隣接する花小路やみろく横丁、ブックセンター等と連携し、イベント等を開催する。 ［実施時期］ 平成30年度～	（略）	【位置付け】 回遊性の向上や観光客の誘客を図り、来街機会の増加に寄与する事業であるため、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街機会の創出や回遊性の向上が期待されることから、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。 ため。	［措置の内容］ 地方創生推進交付金 ［実施時期］ 平成30～令和４年度	（略）

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容	その他の事項

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①略
（２）②略
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業 ［内容］ 八戸の食や八戸圏域の特産品等を扱う「マチニワマルシェ」を開催する ［実施時期］ 平成30年度～	（略）	八戸の食や八戸圏域の特産品等を扱う「マチニワマルシェ」を開催するほか、八戸まちなか広場「マチニワ」に隣接する花小路やみろく横丁、ブックセンター等との連携により、回遊性の向上に寄与することが期待される。 また、開館から７年が経過した八戸ポータルミュージアム「はっち」館内の観光展示をリニューアルすることで、さらなる観光客の誘客を図り、来街機会の増加に寄与することが見込まれる。	［措置の内容］ 地方創生推進交付金 ［実施時期］ 平成30～令和２年度	（略）

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容	その他の事項

			及び実施時期	
大学サテライト事業 ［内容］ 長根屋内スケート場及び美術館等の公共施設や空き店舗の活用により、地元大学の機能の一部や学生の活動をまちなかに呼び込む。 ［実施時期］ 令和元年度～	（略）	【位置付け】 中心市街地に大学機能の一部を移転することで、新たなビジネスの創出や、賑わいの創出に寄与する事業であるため、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 公共施設を活用した学生活動の実施により、「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。	（略）	（略）
公開講座開催促進事業 ［内容］ 地元高等教育機関等と連携し、中心市街地での公開講座を開催 ［実施時期］ 平成 27 年度～令和元年度	（略）	（略）	（略）	（略）
八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業【再掲】 ［内容］ 三日町・十三日町の街路をひと中心の居心地が良く歩きたくなるストリートへと再編し、歩行・滞在空間の充実を図るとともに、軒先空間を活用した商行為など屋外空間活用を推進する。 ［実施時期］ 令和３年度～	市	【位置付け】 ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ることで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当該地区の整備と屋外空間活用により、来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。		
都市再生推進法人事業 ［内容］ 市が指定する都市再生推進法人が、まちづくりの担い手として低未利用地などの活用、民間主体のイベントの実施、及び都市開発等を行う。 ［実施時期］ 令和２年度～	都市再生推進法人（株式会社まちづくり八戸）	【位置付け】 低未利用地等の活用や民間主体のイベント実施等により、賑わいの創出や昼間及び夜間人口の増加が期待できるものであり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街機会の創出や回遊性の向上		

			及び実施時期	
大学サテライト事業 ［内容］ 中心市街地に大学機能を移転する ［実施時期］ 令和元年度～	（略）	地元大学による空き店舗や美術館の活用により、大学機能の一部や学生の活動をまちなかに呼び込むことをとおし、新たなビジネスの創出や、賑わいの創出に寄与することが見込まれる。	（略）	（略）
公開講座開催促進事業 ［内容］ 地元高等教育機関等と連携し、中心市街地での公開講座を開催 ［実施時期］ 平成 27 年度～	（略）	（略）	（略）	（略）
新規追加				
新規追加				

		が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。		

◇　４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所
※図表は最終ページ参照

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
［１］略
［２］中心市街地活性化協議会に関する事項
（１）略
（２）開催状況（第２期及び第３期計画に関して審議したもの）
①　全体会
第 13 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 2 月 27 日）
・次期基本計画について
第 14 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 5 月 29 日）
・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第 15 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 11 月 27 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画について
第 16 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 25 年 5 月 28 日）
・第１期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第２期基本計画の概要について
第 17 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 3 月 12 日）
・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第 18 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 5 月 13 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見書（フォローアップ報告書）について
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 19 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 12 月 16 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 20 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 27 年 5 月 13 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 21 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 27 年 12 月 17 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 22 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 28 年 5 月 9 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 23 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 27 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第 24 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 4 月 26 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について
第 25 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 8 月 23 日）
・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画について
第 26 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 12 日）
・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取）
第 27 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 4 月 25 日）
・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

◇　４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所
※図表は最終ページ参照

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
［１］略
［２］中心市街地活性化協議会に関する事項
（１）略
（２）開催状況（第２期及び第３期計画に関して審議したもの）
①　全体会
第 13 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 2 月 27 日）
・次期基本計画について
第 14 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 5 月 29 日）
・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第 15 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 11 月 27 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画について
第 16 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 25 年 5 月 28 日）
・第１期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第２期基本計画の概要について
第 17 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 3 月 12 日）
・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第 18 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 5 月 13 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見書（フォローアップ報告書）について
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 19 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 12 月 16 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 20 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 27 年 5 月 13 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 21 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 27 年 12 月 17 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 22 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 28 年 5 月 9 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 23 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 27 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第 24 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 4 月 26 日）
・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について
第 25 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 8 月 23 日）
・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画について
第 26 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 12 日）
・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取）
第 27 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 4 月 25 日）
・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第 28 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 2 年 5 月 15 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第 29 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 2 月 5 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第 30 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 4 月 27 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第 31 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 5 月 27 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取） 第 32 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 4 年 1 月 6 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について ②　幹事会 平成 24 年度開催状況 第１回（平成 24 年 5 月 23 日） ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第２回（平成 24 年 8 月 6 日） ・第２期　八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について 第３回（平成 24 年 10 月 22 日） ・第２期　八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について 第４回（平成 24 年 11 月 13 日） ・第２期　八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について 平成 25 年度開催状況 第１回（平成 25 年 5 月 22 日） ・第１期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第２期基本計画の概要について 第２回（平成 25 年 12 月 13 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成 26 年度開催状況 第１回（平成 26 年 4 月 25 日） ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見について ・中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 第２回（平成 26 年 12 月 3 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成 27 年度開催状況 第１回（平成 27 年 4 月 28 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第２回（平成 27 年 12 月 7 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成 28 年度開催状況 第１回（平成 28 年 4 月 27 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成 29 年度開催状況 第１回（平成 29 年 4 月 17 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成 30 年度開催状況	第 28 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 2 年 5 月 15 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第 29 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 2 月 5 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第 30 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 4 月 27 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第 31 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 5 月 27 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取） ②　幹事会 平成 24 年度開催状況 第１回（平成 24 年 5 月 23 日） ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第２回（平成 24 年 8 月 6 日） ・第２期　八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について 第３回（平成 24 年 10 月 22 日） ・第２期　八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について 第４回（平成 24 年 11 月 13 日） ・第２期　八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について 平成 25 年度開催状況 第１回（平成 25 年 5 月 22 日） ・第１期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第２期基本計画の概要について 第２回（平成 25 年 12 月 13 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成 26 年度開催状況 第１回（平成 26 年 4 月 25 日） ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見について ・中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 第２回（平成 26 年 12 月 3 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成 27 年度開催状況 第１回（平成 27 年 4 月 28 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第２回（平成 27 年 12 月 7 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成 28 年度開催状況 第１回（平成 28 年 4 月 27 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成 29 年度開催状況 第１回（平成 29 年 4 月 17 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成 30 年度開催状況

第１回（平成 30 年 4 月 17 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について 第２回（平成 30 年 6 月 29 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の概要について 第３回（平成 30 年 8 月 9 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について 第４回（平成 30 年 9 月 25 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画（案）について 令和元年度開催状況 第１回（平成 31 年 4 月 18 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 令和 3 年度開催状況 第１回（令和 3 年 4 月 19 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第２回（令和 3 年 12 月 24 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について ③　部会 空き床対策検討部会 平成 24 年 4 月から令和 3 年 3 月までの開催回数・・・10 回 交通アクセス検討部会 平成 24 年 4 月から令和 3 年 3 月までの開催回数・・・11 回 （うち１回は花小路整備部会と合同開催） 花小路整備部会 平成 24 年 4 月から令和 3 年 3 月までの開催回数・・・22 回 （うち１回は交通アクセス検討部会と合同開催） （３）略 （４）略 ［３］略 １０．～１２．略	第１回（平成 30 年 4 月 17 日） ・第２期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について 第２回（平成 30 年 6 月 29 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の概要について 第３回（平成 30 年 8 月 9 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について 第４回（平成 30 年 9 月 25 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画（案）について 令和元年度開催状況 第１回（平成 31 年 4 月 18 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 令和 3 年度開催状況 第１回（令和 3 年 4 月 19 日） ・第３期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ③　部会 空き床対策検討部会 平成 24 年 4 月から令和 3 年 3 月までの開催回数・・・10 回 交通アクセス検討部会 平成 24 年 4 月から令和 3 年 3 月までの開催回数・・・11 回 （うち１回は花小路整備部会と合同開催） 花小路整備部会 平成 24 年 4 月から令和 3 年 3 月までの開催回数・・・22 回 （うち１回は交通アクセス検討部会と合同開催） （３）略 （４）略 ［３］略 １０．～１２．略

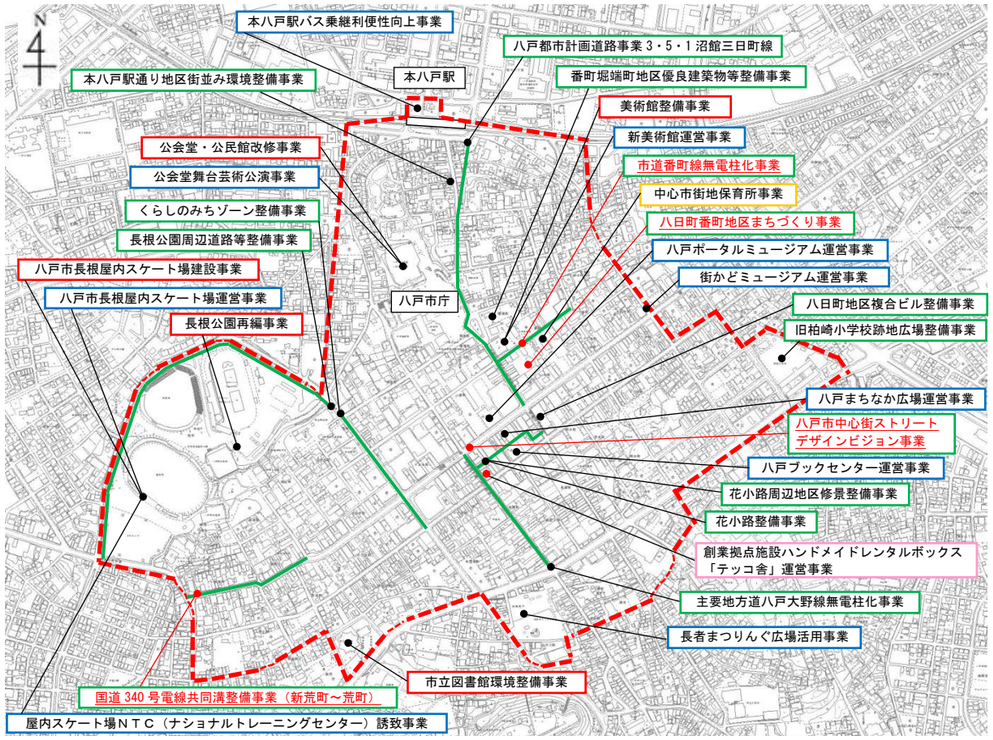

市街地の整備改善のための事業
まちなか居住推進のための事業
全ての事業と一体的に推進する事業
都市福利施設を整備する事業
商業活性化のための事業

区域全体にわたる施策

まちなか住宅取得支援事業	まちなか講座事業	訪日外国人旅行客受入支援事業
はちのへ空き家再生事業	商店街ポータルサイト運営事業	中心街まちぐみプロジェクト事業
まちなかヘルスアップ事業	市日はちのへ楽市楽座事業	市内幹線軸等間隔運行事業
まちの保健室事業	まごころ宅配サービス事業	八戸圏域路線バス上限運賃政策
ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	はちのへホコテン実施事業	企画乗車券「まちパス」発行事業
【フラット 35】地域連携型	ポータルサイト「はちまち」運営事業	公開講座開催促進事業
		タウンマネージャー設置事業
まちなか生業応援事業	市民大学講座開催事業	八戸七夕まつり運営事業
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業	八戸三社大祭開催支援事業	コンベンション誘致事業
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業	中心市街地活性化協議会支援事業	まちなか共通駐車券運営事業
中心商店街空き店舗・空き床解消事業	八戸えんぶり開催支援事業	まちなかアート事業
はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	はちのへ菊まつり運営支援事業	中心市街地にぎわい形成事業
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業	八戸三社大祭ＧＰＳ多言語ガイドサービス導入事業	都市再生推進法人事業
中心市街地商業機能誘致事業	まち歩き推進事業	
横丁活性化事業	大学サテライト事業	

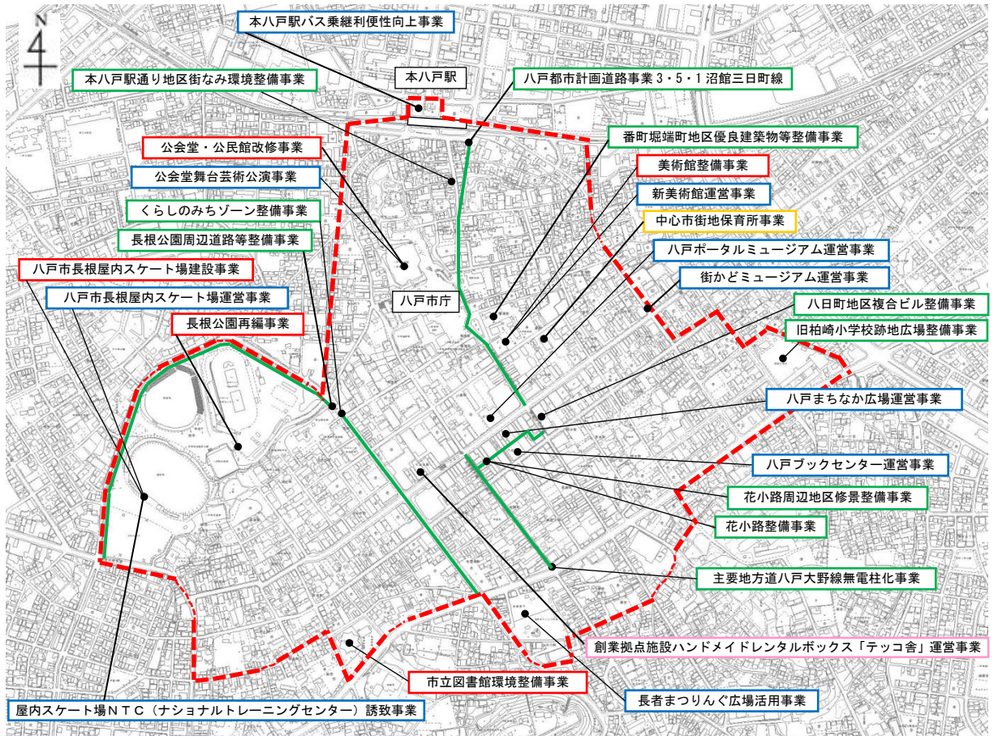

市街地の整備改善のための事業
まちなか居住推進のための事業
全ての事業と一体的に推進する事業
都市福利施設を整備する事業
商業活性化のための事業

区域全体にわたる施策

まちなか住宅取得支援事業	横丁活性化事業	大学サテライト事業
はちのへ空き家再生事業	まちなか講座事業	訪日外国人旅行客受入支援事業
まちなかヘルスアップ事業	商店街ポータルサイト運営事業	中心街まちぐみプロジェクト事業
まちの保健室事業	市日はちのへ楽市楽座事業	市内幹線軸等間隔運行事業
ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	まごころ宅配サービス事業	八戸圏域路線バス上限運賃政策
【フラット 35】地域活性化型	はちのへホコテン実施事業	企画乗車券「まちパス」発行事業
		公開講座開催促進事業
まちなか生業応援事業	市民大学講座開催事業	タウンマネージャー設置事業
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業	八戸三社大祭開催支援事業	八戸七夕まつり運営事業
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業	中心市街地活性化協議会支援事業	コンベンション誘致事業
中心商店街空き店舗・空き床解消事業	八戸えんぶり開催支援事業	まちなか共通駐車券運営事業
はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	はちのへ菊まつり開催支援事業	まちなかアート事業
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業	八戸三社大祭ＧＰＳ多言語ガイドサービス導入事業	中心市街地にぎわい形成事業
中心市街地商業機能誘致事業	まち歩き推進事業	